

平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」についての広告掲載に関し、平塚市広告掲載要綱（平成18年8月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の大きさは、1枠縦30ミリメートル、横135ミリメートルとする。

2 広告の印字は、4色（フルカラー）とする。

3 広告の掲載位置は、平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」の3ページ目下段とする。

4 広告掲載料は、1枠につき20,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

(広告掲載の優先順位)

第3条 掲載する広告の順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄物処理やリサイクルに関連する事業者等で、市内に事業所を有する者の広告

(2) 前号に掲げる広告以外の広告

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載を申し込もうとする者は、平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添えて市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定の通知)

第5条 市長は、前条の申込書を受けたときは、その内容を審査して適当と認める者には、平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」の広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」広告掲載申込書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」の広告掲載を申し込みます。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 申込者 | 法人名（団体名） 所在地 代表者職氏名 |
| | 担当者名 電話番号 ファクス番号 E-mail |

(申出事項)

- 1 デザイン案は、別添のとおりです。
- 2 平塚市広告掲載要綱及び平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」広告掲載要綱の規定を確認し、理解した上で、上記のとおり平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」の広告掲載を申し込みます。
- 3 平塚市広告掲載要綱第2条第1項各号に該当していません。
- 4 市税の納付状況を調査することに同意します。
- 5 広告掲載の決定を受けた場合には、市長が指定する期日までに広告料を納付します。
- 6 平塚市広告掲載要綱第11条第1項の規定により、広告掲載を取り消された場合には、広告料の返還を市長に求めません。
- 7 広告の内容に関し、一切の責任を負います。

第2号様式（第5条関係）

平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」広告掲載決定通知書

文書番号
年 月 日

法人名（団体名）

代表者職氏名 様

平塚市長 氏名 印

年 月 日に申込みいただきました平塚市ごみ分別表「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」の広告掲載者として決定しましたので通知いたします。

（連絡事項）